

件名 保育所・こども園の保育料の還付誤りについて

令和2年7月7日
京丹後市教育委員会

新型コロナウイルス感染防止のため保育所・こども園の利用を控えた方を対象に、保育所・こども園の保育料について、休園（休所）日を除いた開所日数に基づき保育料を日割り計算し、徴収した月額保育料との差額を還付しています。この度、令和2年3月分から5月分の還付額の一部の端数処理に誤りがあったことが判明しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 概要

令和2年3月分から令和2年5月分の保育所・こども園の保育料について、新型コロナウイルス感染防止のため保育所・こども園の利用を控えた方を対象とした保育料の日割り計算については、京丹後市臨時休園等に伴う保育料の特例に関する規則に基づき、日割り後の保育料に10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てることとしているが、一部の利用者分について誤って100円未満を切り捨てる端数処理を行ったため、還付額に誤りが生じ、5月21日、6月21日、6月24日に行った口座振込額に誤りが生じたもの。

2 経緯

令和2年7月2日に他の料金の日割り計算における確認の際、端数処理を誤っていることが発覚。調査の結果、3月分から5月分の還付額に誤りがあることが判明した。

3 対象件数

区分	件数	還付済額	左記のうち、追加徴収を要するもの	
3月分	123件	408,410円	12件	700円
4月分	415件	1,037,320円	114件	5,800円
5月分	2件	17,700円	1件	80円
計	540件	1,463,430円	127件 (実人数120人)	6,580円

4 対応

対象となる方に早急にご連絡を差し上げお詫びするとともに、本来の納付いただく金額を記載し、その差額分の取り扱いについてお知らせします。

5 再発防止策

今回の事態を厳粛に受け止め、今後、このような事態が発生しないよう、例規内容の再度の確認及び計算結果の複数人での確認を行い、チェック体制の強化を図る。

お問い合わせ
教育委員会事務局子ども未来課
電話：0772-69-0340
FAX：0772-64-5000
E-mail：kodomomirai@city.kyotango.lg.jp